

# 令和2年度水質検査計画



喜界町まちづくり課

## 目 次

- 1．基本方針
- 2．水道事業の概要
- 3．原水及び浄水の水質状況
- 4．検査採水地点と検査項目及び検査頻度
- 5．水質検査方法（自己 / 委託の区分）
- 6．臨時の水質検査
- 7．水質検査の公表
- 8．水質検査の精度と信頼性保証
- 9．その他（関係機関との連携）

## ・はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために必要不可欠なものであり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

喜界町の水質検査計画は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

## 1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水道水が給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う検査について水質検査計画を策定し、計画的に検査を実施いたします。

水質検査計画は、水道法20条、水道法施行規則第15条に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水場所及び検査回数を記載します。

喜界町の水道の水質に関する検査についての基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 安全でおいしい水を安定供給します。
- (2) 需要者の信頼できる水道水の供給を図ります。
- (3) 効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと質の高い水の供給を行います。
- (4) 地域性を考慮した水質検査の実施を行います。
- (5) 水質計画について事業年度の初めに需要者に対して情報提供のため公表致します。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため施設の管理を適正に行い、需要者が安心、信頼して利用できる水の供給を目指します。

また、水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時の水質検査を行います。

水質検査については水道法20条に定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行いますが、精度が良好に保たれていると評価された機関であることとします。

この基本方針に基づき適切な水質検査計画を策定し、安全な水道水を供給していることをご理解いただくとともに、その検査結果は公表するものであります。

## 2. 水道事業の概要

喜界町には4箇所の浄水場があり各地区に水道水を供給しています。南部・東部・川嶺地区においては、水源からの原水を各浄水施設にて電気透析設備で浄水を行った水を供給していますが、西部地区につきましては、同様の浄水システムで平成29年3月より一部区域供給を開始しています。

今後は管路整備が完了次第順次供用区域を拡大していきます。

以下に当該4地区の給水規模・給水人口等・水源施設・浄水施設の概要と給水状況及び配水系統図について記載します。

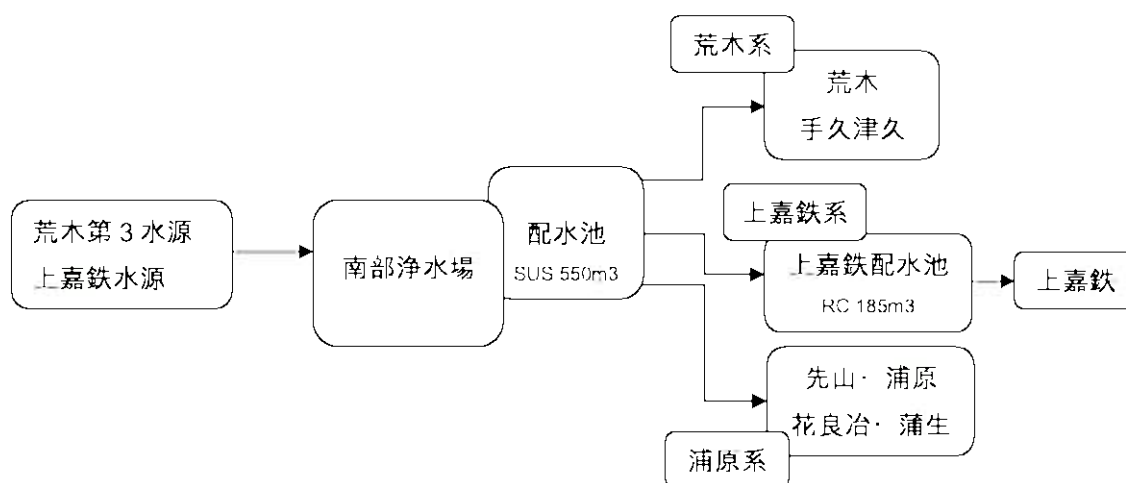
・ 南部地区の概要

給水区域	荒木・手久津久・上嘉鉄・先山・浦原・花良治・蒲生地区
給水人口(計画)	1,720人
給水人口(H31.3)	1,252人
普及率	100%
計画一日最大給水量	711.0 m <sup>3</sup> /day (認可)
一日最大給水量	801.0 m <sup>3</sup> /day (H29水道統計)
※水源施設概要	
水源名	荒木第2水源・荒木第3水源・上嘉鉄水源
水源の種別	地下水
取水量(計画)	荒木第2水源 274.0 m <sup>3</sup> /day 荒木第3水源 500.0 m <sup>3</sup> /day 上嘉鉄水源 150.0 m <sup>3</sup> /day
※浄水施設概要	
浄水場名	南部浄水場
浄水方法	急速ろ過方式+電気透析設備
浄水能力	711.0 m <sup>3</sup> /day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 南部地区配水系統図

荒木・上嘉鉄水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消毒後に配水しています。

(荒木第2水源は現在緊急用水源として維持管理しています。)

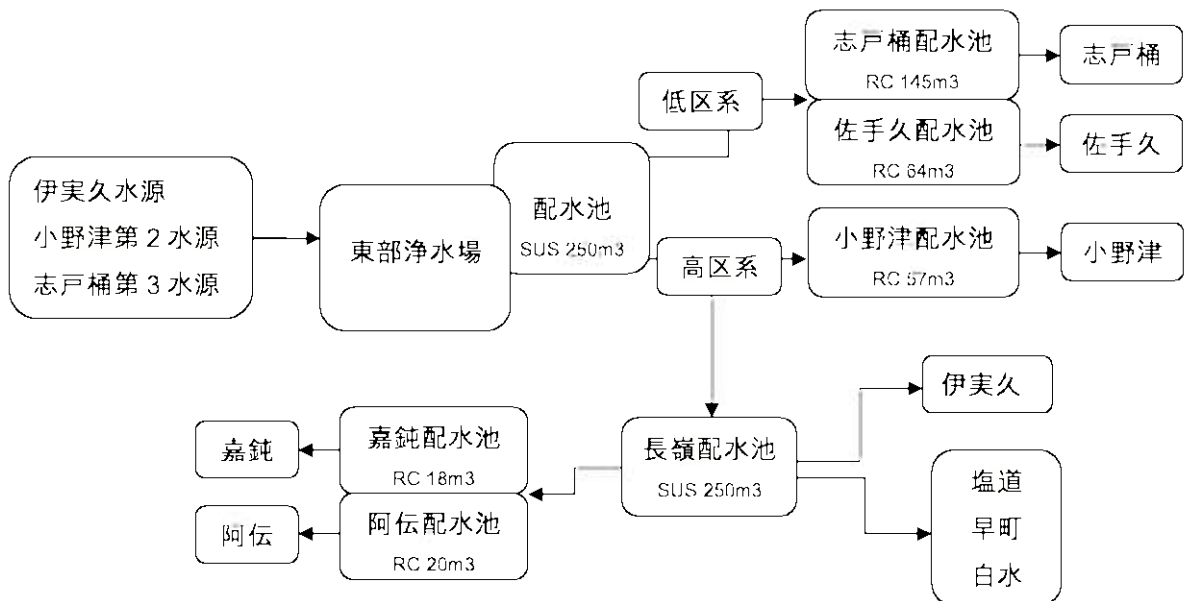


・ 東部地区の概要

給水区域	伊実久・小野津・志戸桶・佐手久・塩道・早町 白水・嘉鈍・阿伝地区
給水人口(計画)	2,405人
給水人口(H31.3)	1,750人
普及率	100%
計画一日最大給水量	835.0m <sup>3</sup> /day(認可)
一日最大給水量	835.0m <sup>3</sup> /day(H29水道統計)
※水源施設概要	
水源名	伊実久水源・小野津第2水源・志戸桶第3水源
水源の種別	湧水(伊実久水源・小野津第2水源) 地下水(志戸桶第3水源)
取水量(計画)	伊実久水源 400.0m <sup>3</sup> /day 志戸桶第3水源 354.2m <sup>3</sup> /day 小野津第2水源 248.0m <sup>3</sup> /day
※浄水施設概要	
浄水場名	東部浄水場
浄水方法	急速ろ過方式+電気透析設備
浄水能力	835.0m <sup>3</sup> /day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 東部地区配水系統図

伊実久・小野津・志戸桶水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消毒後に配水しています。

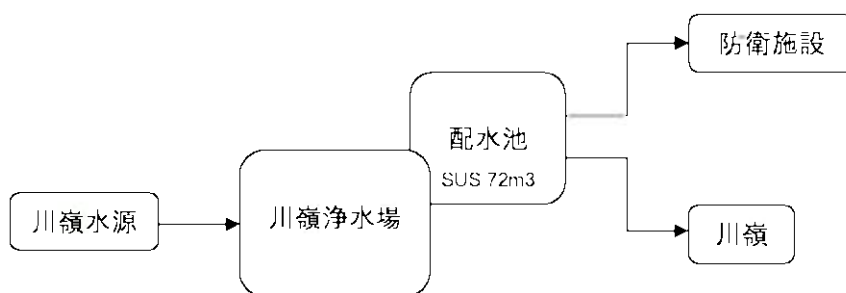


・ 川嶺地区の概要

給水区域	川嶺地区 ( 防衛施設含む )
給水人口 ( 計画 )	3 3 2 人
給水人口 ( H3 1.3 )	1 6 4 人
普及率	1 0 0 %
計画一日最大給水量	1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day ( 認可 )
一日最大給水量	9 1 . 0 m <sup>3</sup> / day ( H2 9 水道統計 )
※水源施設概要	
水源名	川嶺水源
水源の種別	地下水
取水量 ( 計画 )	川嶺水源 1 2 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
※浄水施設概要	
浄水場名	川嶺浄水場
浄水方法	急速ろ過方式 + 電気透析設備
浄水能力	1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 川嶺地区配水系統図

川嶺水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消毒後に配水しています。

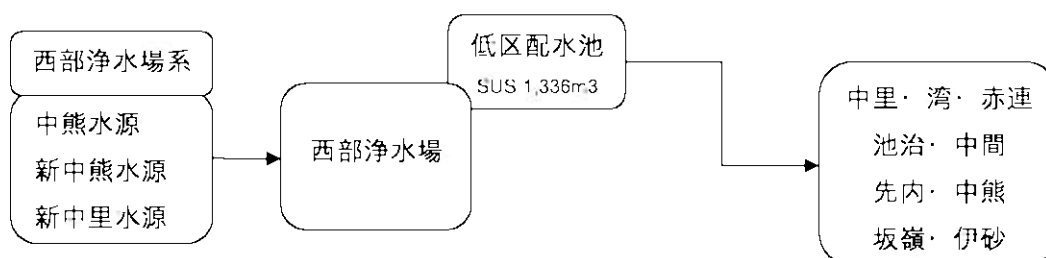


・ 西部地区の概要

給水区域	中里・ 湾・ 赤連・ 池治・ 中間・ 先内・ 中熊・ 坂嶺・ 伊砂・ 羽里・ 山田・ 城久・ 滝川・ 島中・ 大朝戸・ 西目地区
給水人口 ( 計画 )	4 , 2 6 0 人
給水人口 ( H3 1.3 )	3 , 7 9 0 人
普及率	1 0 0 %
計画一日最大給水量	2 , 5 8 0 . 0 m <sup>3</sup> / day ( 認可 )
一日最大給水量	2 . 7 0 5 . 0 m <sup>3</sup> / day ( H 2 9 水道統計 )
※水源施設概要	
水源名	滝川水源・ 島中水源・ 大朝戸水源・ 中里水源・ 新中里水源 中熊水源・ 新中熊水源
水源の種別	湧水 ( 滝川水源・ 島中水源・ 大朝戸水源 ) 地下水 ( 中里水源・ 新中里水源・ 中熊水源・ 新中熊水源 )
取水量 ( 計画 )	滝川水源            2 8 8 . 9 m <sup>3</sup> / day 島中水源            5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 大朝戸水源        1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 中里水源        1 , 0 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 新中里水源        5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 中熊水源            2 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 新中熊水源        5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
※浄水施設概要	
浄水場名	西部浄水場・ 各配水池で消毒処理
浄水方法	急速ろ過 + 電気透析設備・ 次亜塩素酸ナトリウム消毒処理のみ
浄水能力	2 , 5 8 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

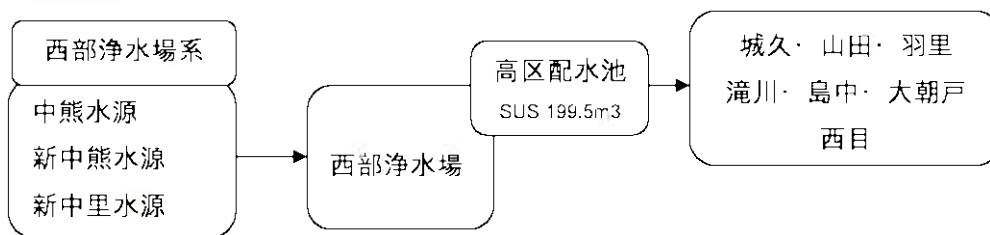
・ 西部地区配水系統図 ( 西部浄水場配水池系 )

新中里・ 中熊・ 新中熊水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消毒後に配水しています。



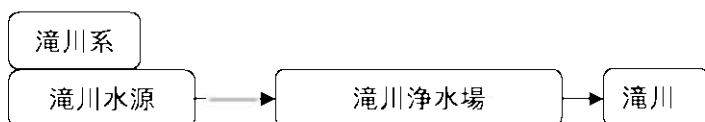
・西部地区配水系統図（西部浄水場配水池系）

新中里・中熊・新中熊水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消毒後に配水しています。



・西部地区配水系統図（滝川浄水場配水系）

滝川水源より取水し、滝川浄水場へ送水し塩素消毒後に配水しています。



### 3. 原水及び浄水の水質状況

喜界町にある4地区の上水道の原水水質性状としては、喜界島が隆起珊瑚礁により形成されているため、地質由来の硬度分、蒸発残留物が高い数値となっています。

また、畑地帯に近接している水源によっては、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値内ではありませんが、近年高い数値を示すようになってきています。

また、5水源が湧水を利用しているため指標菌・クリプトスポリジウム等の検査も行っています。

浄水については、原水の水質性状等を踏まえた浄水方法として、急速ろ過方式＋電気透析設備で行うことで硬度分・蒸発残留物等を除去低減し水質基準に適合した安心で安全な水道水を供給していますが、水質検査を行うことにより基準に適合した水道水であることを確認しています。

### 4. 検査項目・検査頻度・採水地点

#### (1) 検査項目

- ・原水（別表一原1・別表一原2・別表一原3）

水質基準51項目から消毒副生物（塩素消毒により生成）と味を除いた項目を行います。

また「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水源における指標菌（大腸菌および嫌気性芽胞菌）並びにクリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウムおよびジアリジア）の検査を行います。



- ・ 浄水 ( 別表一浄 1・ 別表一浄 2 )  
水質基準 5 1 項目と毎日検査 ( 色・ 濁り・ 残留塩素 ) を行います。

( 2 ) 検査頻度

- ・ 原水 ( 別表一原 1・ 別表一原 2・ 別表一原 3 )  
水源の種別 ( 地下水・ 湧水 ) により検査回数が異なりますが、下記を基準としています。  
水質基準項目・ ・ ・ ・ ・ 1 回 / 月・ 1 回 / 年  
指標菌・ ・ ・ ・ ・ 1 回 / 月・ 1 回 / 3 ヶ月・ 1 回 / 年  
クリプトスポリジウム等・ ・ 1 回 / 3 ヶ月・ 1 回 / 年
- ・ 浄水 ( 別表一浄 1・ 別表一浄 2 )  
毎日検査・ ・ ・ ・ ・ 1 回 / 日  
水質基準項目・ ・ ・ ・ ・ 1 回 / 月・ 1 回 / 3 ヶ月・ 1 回 / 年

( 3 ) 採水地点

②原水 水源

水源 ( 下表採水地点一覧・ 別紙位置図 ) ごとに採水し、検査を実施します。

事業名	水源名	採水地点	区分
喜界町上水道事業	川嶺水源	川嶺水源 (喜界町川嶺長峯田1091-4)	原水
喜界町上水道事業	荒木第2水源	荒木第2水源 (喜界町荒木当原1000)	原水
	荒木第3水源	荒木第3水源 (喜界町荒木カマノ前972-2)	原水
	上嘉鉄水源	上嘉鉄水源 (喜界町上嘉鉄墓家前2144)	原水
喜界町上水道事業	小野津第2水源	小野津第2水源 (喜界町小野津目黒原726-2)	原水
	志戸桶第3水源	志戸桶第3水源 (喜界町志戸桶志り原87-1)	原水
	伊実久水源	伊実久水源 (喜界町伊実久下田35)	原水
喜界町上水道事業	中里水源	中里水源 (喜界町中里志良957)	原水
	新中里水源	新中里水源 (喜界町中里志良958)	原水
	滝川水源	滝川水源 (喜界町滝川山之上1889)	原水
	島中水源	島中水源 (喜界町島中前ノキシ1443)	原水
	大朝戸水源	大朝戸水源 (喜界町大朝戸前ヤ710)	原水
	中熊水源	中熊水源 (喜界町中熊平栄田438)	原水
	新中熊水源	新中熊水源 (喜界町中熊袋263-2)	原水

① 浄水 給水栓 ( 蛇口 )

浄水の毎月・毎日検査の採水地点については、各配水池系統末端の給水栓で実施します。  
各地区より 14ヶ所 ( 下表採水地点一覧・別紙位置図 ) を選定し実施します。

事業名	配水系統	採水地点	区分
喜界町上水道事業	川嶺浄水場配水池系	川嶺地区旧公民館	浄水
喜界町上水道事業	南部浄水場配水池系	荒木地区公民館	浄水
	南部浄水場配水池系	上嘉鉄西地区ゲートボール場	浄水
	南部浄水場配水池系	蒲生地区公民館	浄水
喜界町上水道事業	東部浄水場配水池系	白水地区公民館	浄水
	東部浄水場配水池系	阿伝地区公民館	浄水
	東部浄水場配水池系	佐手久地区公民館	浄水
喜界町上水道事業	西部浄水場配水池系	中里地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	先内地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	羽里地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	伊砂地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	大朝戸地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	滝川地区公民館	浄水
	滝川浄水場系	滝川浄水場	浄水

5 . 水質検査方法 ( 自己 / 委託の区分 )

検査方法は「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)により行います。

水質検査は、毎日行う検査以外は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。

6 . 臨時の水質検査

臨時の水質検査については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」定められる、下記における水質等の変化及び異常が認められた場合に、臨時の水質検査を行います。

- ( 1 ) 水源の水質が著しく悪化したとき
- ( 2 ) 水源に異常があったとき
- ( 3 ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ( 4 ) 浄水過程に異常があったとき
- ( 5 ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ( 6 ) その他特に必要があると認められたとき

## 7. 水質計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査をおこないますが、水質検査計画、水質検査の結果につきましては、喜界町のホームページ (<http://www.town.kikai.lg.jp/>) で公表いたします。

## 8. 水質検査の精度と信頼性保証

水質基準への適合を確認するための水質検査は、需用者の皆様が直接口にされる水道水の安全性を確認するための検査であり、同時に水質管理の総体を評価する検査であることから、正確で精度の高いものでなければなりません。

従って、水質検査を委託する検査機関は、国際規格であるISO9001とISO / IEC17025の一部をモデルとして策定された日本水道協会の優良試験所規範（水道GLP）の認定を受けている機関であることとします。更に、公正な第三者機関による外部精度管理（国や県等で行う評価試験）を受け精度が良好に保たれていると評価された機関であることとします。

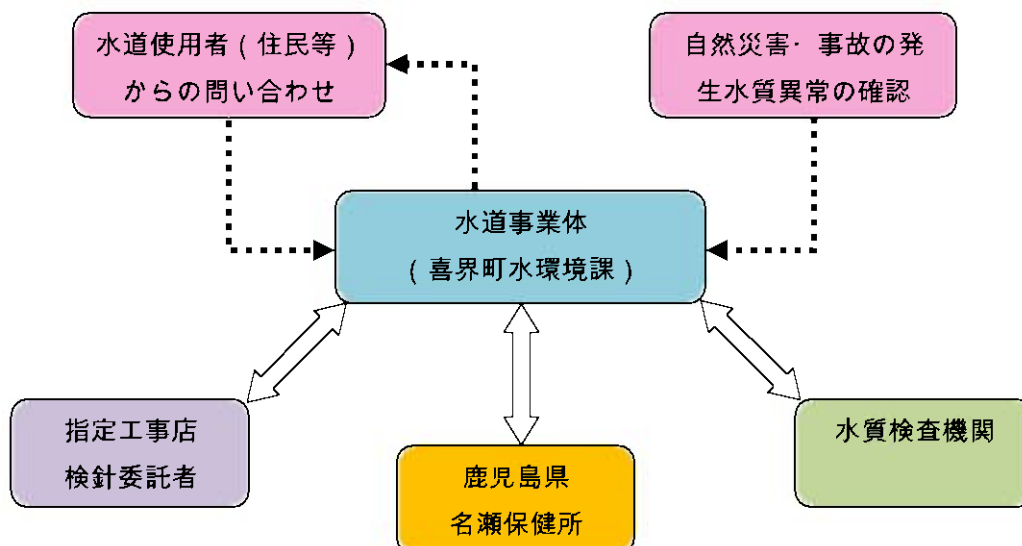
## 9. その他（関係機関との連携）

### （1）県との連携

水質管理等に際して問題が生じた場合には、所轄の保健所等の指導・助言を受けるなど、より一層関係を密にしていきます。特に水源での水質事故が発生した場合、あるいは地震、水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合など緊急事態が生じたときには、連携を強化して適切に対処していきます。

### （2）水質検査の委託先との連携

水質に関する専門知識とノウハウを有する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関から得る情報等は大変有益であるとともに、非常時に即時対応できる体制を確立する上でも検査機関との連携は最重要であることから、今後においても、連絡調整を密にして適切な水質管理ができるようしていきます。





別表一原2 クリフトスホリジウム等の検査

事業名	水源名	種別	レベル	施設整備	原水検査項目	検査回/年
喜界町上水道事業	川瀬水源地	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
喜界町上水道事業	荒木第2水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	荒木第3水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	上着取水場	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
喜界町上水道事業	伊表久水源	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリフトスホリジウム等	1回 1回
	小野津第2水源	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリフトスホリジウム等	1回 1回
	志戸権第3水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
喜界町上水道事業	滝川水源地	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリフトスホリジウム等	12回 4回
	島中水源地	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリフトスホリジウム等	12回 4回
	大朝戸水源	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリフトスホリジウム等	12回 4回
	中里水源地	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	新中里水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	中蔵水源地	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	新中蔵水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回

※1：レベルについて（汚染のおそれの判断）

レベル	指標菌	水源種別	汚染のおそれ
レベル4	検出	表流水（河川水、湖沼水、ダム水）	汚染のおそれが高い
レベル3		地下水（伏流水、湧水、浅井戸、深井戸）	汚染のおそれがある
レベル2	不検出	濾過地下水以外	当面、汚染の可能性が低い
レベル1		被圧地下水のみ（主に深井戸）	汚染の可能性が低い

指標菌とは、大腸菌、肺炎桿菌のことを行い、いずれかの指標菌が検出された場合を「検出」とします。

※2：施設整備について・・・レベル4、3の施設について、下記の施設が整備されている場合を「済み」とします。

レベル	施設整備
レベル4	・ろ過設備（急速ろ過、後速ろ過、膜ろ過）を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視（高精度濁度計整備）
レベル3	・上記設備又は同等の処理設備

※3：原水の検査について・・・汚染のレベル及び施設の整備状況に応じて、下記の頻度で検査を実施することとなっています。

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済み	クリフトスホリジウム等検査	1回以上/年
		指標菌検査	1回以上/年
レベル3	整備済み	クリフトスホリジウム等検査	1回以上/3ヶ月
		指標菌検査	1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水の水質検査	1回/年
		井戸内部の撮影	1回/3年

別表 原1 排水の検査項目と検査頻度

番号	事業名	水質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	豊栄町上水道事業	川筋	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
2		荒木第2	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
3		荒木第3	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
4	豊栄町上水道事業	上高款	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
5		伊来久	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度
6		小野津第2	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度
7	豊栄町上水道事業	志戸崎第3	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
8		荒川	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度
9		島中	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度
10	豊栄町上水道事業	大朝戸	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリフト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度
11		中野	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
12		新中里	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
13	豊栄町上水道事業	中野	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
14		新中里	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度







別表一原3 源泉の検査項目と検査頻度（水質基準項目）

(原水)

南部 上嘉鉄水源

実施検査回数(○)

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算出		実施検査回数(○)												
			1回以上	2回以上	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	1mlの検水に100個をこえる細菌がいないこと	1回以上/月	×	×					○								
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×					○								
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換算して0.005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								
水銀及びその化合物	水銀の量に換算して0.005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								
セレン及びその化合物	セレンの量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								
鉛及びその化合物	鉛の量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								
六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○								
シアン化物イオン及び遊化シアン	シアン化物の量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	注4										
四塩化炭素	0.02μg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
1,4-ジオキシン	0.05ng/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
ビス(4-tertブチルフェニル)エーテル	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
ジクロロメタン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6											
塩素酸	0.6mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロ酸	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロホルム	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロ酸	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
臭素酸	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	注4	注2			-	-	-	-	-	-	-	-	-
遊トリハロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロ酸	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム	0.08mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4											
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4											
鉄及びその化合物	鉄の量に換算して0.3mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4											
銅及びその化合物	銅の量に換算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4											
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して200mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
マンガン及びその化合物	マンガンの量に換算して100mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	○	注4	×												
カルシウム・マグネシウム(硬度)	150mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4				○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
ジェオスミン	0.0001μg/L以下	検出されない場合は1回以上/月	×	×	○	注7											
2-メチルイソボルネオール	0.0001μg/L以下	1回以上/月	×	×	○	注7											
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3											
有機物(TOC)	5mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×												
pH値	6.5以上8.5以下	1回以上/月	○	注5	×												
臭	検出されないこと	1回以上/月	○	注5	×												
臭気	検出されないこと	1回以上/月	○	注5	×												
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×												
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×												
大腸菌(指標菌)	100cfu/100mL	レベル2	×	×						○							○
溶気性芽胞菌(指標菌)	1cfu/mL	レベル2	×	×						○							○
クリプトスポリジウム	1/cfu	レベル2	×	×													
ジアルジア	1/cfu	レベル2	×	×													

注1 5.10.10 従来基準(0.0021)と(0.025)の中間値であるが、従来基準(0.0021)を基準とする検査結果が0.0021以下である場合は、従来基準(0.0021)と(0.025)の中間値(0.0135)を適用する。従来基準(0.025)を基準とする検査結果が0.025以下である場合は、従来基準(0.025)を適用する。

注2 検出されないこと

注3 検出されないこと

注4 検出されないこと

注5 検出されないこと

注6 検出されないこと

注7 検出されないこと

注8 検出されないこと

注9 検出されないこと

注10 検出されないこと

注11 検出されないこと

注12 検出されないこと

注13 検出されないこと

注14 検出されないこと

注15 検出されないこと

注16 検出されないこと

注17 検出されないこと

注18 検出されないこと

注19 検出されないこと

注20 検出されないこと

注21 検出されないこと

注22 検出されないこと

注23 検出されないこと

注24 検出されないこと

注25 検出されないこと

注26 検出されないこと

注27 検出されないこと

注28 検出されないこと

注29 検出されないこと

注30 検出されないこと

注31 検出されないこと

注32 検出されないこと

注33 検出されないこと

注34 検出されないこと

注35 検出されないこと

注36 検出されないこと

注37 検出されないこと

注38 検出されないこと

注39 検出されないこと

注40 検出されないこと

注41 検出されないこと

注42 検出されないこと

注43 検出されないこと

注44 検出されないこと

注45 検出されないこと

注46 検出されないこと

注47 検出されないこと

注48 検出されないこと

注49 検出されないこと

注50 検出されないこと

注51 検出されないこと

注52 検出されないこと

注53 検出されないこと

注54 検出されないこと

注55 検出されないこと

注56 検出されないこと

注57 検出されないこと

注58 検出されないこと

注59 検出されないこと

注60 検出されないこと

注61 検出されないこと

注62 検出されないこと

注63 検出されないこと

注64 検出されないこと

注65 検出されないこと

注66 検出されないこと

注67 検出されないこと

注68 検出されないこと

注69 検出されないこと

注70 検出されないこと

注71 検出されないこと

注72 検出されないこと

注73 検出されないこと

注74 検出されないこと

注75 検出されないこと

注76 検出されないこと

注77 検出されないこと

注78 検出されないこと

注79 検出されないこと

注80 検出されないこと

注81 検出されないこと

注82 検出されないこと

注83 検出されないこと

注84 検出されないこと

注85 検出されないこと

注86 検出されないこと

注87 検出されないこと

注88 検出されないこと

注89 検出されないこと

注90 検出されないこと

注91 検出されないこと

注92 検出されないこと

注93 検出されないこと

注94 検出されないこと

注95 検出されないこと

注96 検出されないこと

注97 検出されないこと

注98 検出されないこと

注99 検出されないこと

注100 検出されないこと



別表一原3 原水の検査項目と検査頻度(水質基準項目)

(原水)

東部 伊久水水源

※検査回数(回)

Table with 16 columns: 番号 (No.), 水質基準項目 (Water Quality Standard Item), 水質基準値 (Water Quality Standard Value), 法定検査回数 (Statutory Inspection Frequency), 検査回数(回) (Inspection Frequency (Times)), 検出 割合 (Detection Ratio), 備考 (Remarks), 4月 (Apr.), 5月 (May), 6月 (Jun.), 7月 (Jul.), 8月 (Aug.), 9月 (Sep.), 10月 (Oct.), 11月 (Nov.), 12月 (Dec.), 1月 (Jan.), 2月 (Feb.), 3月 (Mar.), 番号 (No.).

※ H15.10.19(平成27年10月25日)から(平成27年)10月29日までの間に検査結果が異なる項目がある場合は、当該項目の検査結果を当該項目の検査結果として取り扱います。検査結果が異なる項目については、検査結果が異なる項目の検査結果を当該項目の検査結果として取り扱います。検査結果が異なる項目については、検査結果が異なる項目の検査結果を当該項目の検査結果として取り扱います。検査結果が異なる項目については、検査結果が異なる項目の検査結果を当該項目の検査結果として取り扱います。



別表一原3 原水の検査項目と検査頻度(水質基準項目)

(原水)

東部 志戸橋第3水源

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算出		備考	測定検査回数 (○)																							
			許可	案件		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
一酸化硫黄	10mg/L以下	1回以上/月	×	×										○															
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×										○															
カドミウム及びその化合物	カドミウムを以て計算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
水銀及びその化合物	水銀を以て計算して0.005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
セレン及びその化合物	セレンを以て計算して0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
鉛及びその化合物	鉛を以て計算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
ヒ素及びその化合物	ヒ素を以て計算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
六価クロム化合物	六価クロムを以て計算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2										○															
シアン化物イオン及び酸化シアン	シアン化物を以て計算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2										○															
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
フッ素及びその化合物	フッ素を以て計算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
ホウ素及びその化合物	ホウ素を以て計算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1							○															
四塩化炭素	0.02μg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
ビス(4-tert-ブチルフェニル)エチレン	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6								○															
塩素酸	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
クロロベンゼン	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
クロロホルム	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ジクロロベンゼン	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
臭素酸	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ジトリハロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
トリクロロベンゼン	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
プロモシクロロメタン	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
プロモホルム	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ホルムアルデヒド	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
亜鉛及びその化合物	亜鉛を以て計算して0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムを以て計算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
鉄及びその化合物	鉄を以て計算して0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
銅及びその化合物	銅を以て計算して0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○															
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムを以て計算して200mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
マンガン及びその化合物	マンガンを以て計算して0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	○	注3	×									○															
カルシウム・マグネシウム(硬度)	400mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
蒸発残留物	500mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
ジェオスミン	0.0001mg/L以下	検出されるときは1回以上/月	×	×	○	注7								○															
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回以上/月	×	×	○	注7								○															
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
フェノール類	フェノールを以て計算して0.045mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○															
有機物(TOC)	5mg/L以下	1回以上/月	○	注5										○															
pH値	6.5以上8.5以下	1回以上/月	○	注5										○															
酸	検出されないこと	1回以上/月	○	注5	×									-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
臭気	検出されないこと	1回以上/月	○	注5	×									○															
色度	5以下	1回以上/月	○	注5	×									○															
濁度	5以下	1回以上/月	○	注5	×									○															
大腸菌(指標菌)	100以下	レベル2	×	×										○														○	
腸気性芽胞菌(指標菌)	1以下	レベル2	×	×										○														○	
クリプトスポリジウム	1以下	レベル2	×	×										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジアルジア	1以下	レベル2	×	×										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1: 4月、5月、6月の計3回、7月の計2回、8月の計2回、9月の計2回、10月の計2回、11月の計2回、12月の計2回、1月の計2回、2月の計2回、3月の計2回、計18回  
注2: 1回以上/3ヶ月は、3ヶ月間に1回以上検査を行うこと。  
注3: 1回以上/月は、1ヶ月間に1回以上検査を行うこと。  
注4: 1回以上/1ヶ月は、1ヶ月間に1回以上検査を行うこと。  
注5: 1回以上/1日は、1日に1回以上検査を行うこと。  
注6: 1回以上/1日1回は、1日に1回以上検査を行うこと。  
注7: 1回以上/1月は、1ヶ月間に1回以上検査を行うこと。

注8: 本表の検査項目のうち、○印が付いている項目は、水質基準項目として定められている項目であり、△印が付いている項目は、水質基準項目として定められていない項目である。△印が付いている項目は、本表の検査項目として定められている項目である。  
注9: 本表の検査項目のうち、×印が付いている項目は、水質基準項目として定められていない項目である。×印が付いている項目は、本表の検査項目として定められている項目である。  
注10: 本表の検査項目のうち、○印が付いている項目は、水質基準項目として定められている項目であり、△印が付いている項目は、水質基準項目として定められていない項目である。△印が付いている項目は、本表の検査項目として定められている項目である。  
注11: 本表の検査項目のうち、×印が付いている項目は、水質基準項目として定められていない項目である。×印が付いている項目は、本表の検査項目として定められている項目である。

○印が付いている項目は、水質基準項目として定められている項目であり、△印が付いている項目は、水質基準項目として定められていない項目である。△印が付いている項目は、本表の検査項目として定められている項目である。

※1: 4月、5月、6月の計3回、7月の計2回、8月の計2回、9月の計2回、10月の計2回、11月の計2回、12月の計2回、1月の計2回、2月の計2回、3月の計2回、計18回





別表一般 原水の検査項目と検査頻度(水質基準項目)

## (原水) 西部 大朝戸水源

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の押		余裕の有否		実施検査回数(○)												備考								
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
一般細菌	1mlの水に形成される細菌の数の低下	1回以上/月	×	△	△								○												1		
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	△		×								○													2	
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換えて0.003mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													3	
水銀及びその化合物	水銀の量に換えて0.0005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													4	
セレン及びその化合物	セレンの量に換えて0.07mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													5	
鉛及びその化合物	鉛の量に換えて0.07mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													6	
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換えて0.01ppm以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													7	
六価クロム化合物	六価クロムの量に換えて0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													8	
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2									○													9	
シアヌ化物イオン及び悪化シアニ	シアニドの量に換えて0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×										○													10	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換えて0.5mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													12	
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に換えて1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3 ※1							○													13	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△6							○													14	
1,4-ジオキシン	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△6							○													15	
ジス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *	0.04mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													16	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													17	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													19	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													19	
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													20	
塩素酸	0.6mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	△			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	
クロロホルム	0.06mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	△			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	
ジブromoクロロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	
臭素酸	0.01mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	○	※3	※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
ジトリハロメタン	0.1mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	
ブロモシクロメタン	0.05mg/L以下	1回以上/3ヶ月	△	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	
ブロモホルム	0.09mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	
砒素及びその化合物	砒素の量に換えて1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													32	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換えて0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													33	
鉄及びその化合物	鉄の量に換えて1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													34	
銅及びその化合物	銅の量に換えて1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△4							○													35	
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換えて200mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													36	
マンガン及びその化合物	マンガンの量に換えて1.0mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													37	
塩化物イオン	200mg/L以下	1回以上/月	○	△1									○													38	
カルシウム・マグネシウム(硬度)	100mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39	
蒸発残留物	500mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△9							○													40	
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													41	
ジオキシシン	0.0001mg/L以下	検出と検出限界値以下	△		○	△7							○													42	
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回以上/月	○	△7									○													43	
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△3							○													44	
フェノール類	フェノールの量に換えて0.005mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	△2	○	△5							○													45	
有機物(TOC)	5mg/L以下	1回以上/月	○	△2									○													46	
pH値	6.6以上8.6以下	1回以上/月	○	△5									○													47	
酸	検出されないこと	1回以上/月	○	△5	×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	
臭気	検出されないこと	1回以上/月	○	△5									○														49
色度	5度以下	1回以上/月	○	△5									○														50
濁度	5度以下	1回以上/月	○	△5									○														51
大腸菌(指標菌)	100cfu/100ml	シベル法 20℃水中	×	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	53	
揮発性芽胞菌(指標菌)	1cfu/ml	シベル法 20℃水中	△	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	54
クリプトスポリジウム	1cfu	シベル法 20℃水中	△	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	55
ジアルジア	1cfu	シベル法 20℃水中	△	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	56

※1 100cfu/100mlは検出限値(0.1個)に25を乗じた値で、検出限値が10個未満の場合は検出限値に10を乗じた値で示す。検出限値が10個以上25個未満の場合は検出限値に25を乗じた値で示す。検出限値が25個以上の場合は検出限値に示す。検出限値が10個未満の場合は検出限値に10を乗じた値で示す。検出限値が10個以上25個未満の場合は検出限値に25を乗じた値で示す。検出限値が25個以上の場合は検出限値に示す。

※2 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※3 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※4 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※5 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※6 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※7 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※8 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※9 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。

※10 揮発性芽胞菌の検出限値は1cfu/mlであるが、検出限値が1cfu/ml未満の場合は検出限値に1を乗じた値で示す。検出限値が1cfu/ml以上の場合は検出限値に示す。







別表一原 3 原水の検査項目と検査頻度(水質基準項目)

(原水) 西部 中熊水源

Table with columns for water quality standard items (水質基準項目), measurement frequency (測定検査回数), and monthly monitoring data (実測検査回数) from April to March. Includes categories like general items, heavy metals, nutrients, and pesticides.

H15.10.16(水)国の第10-10001号(2010年12月20日) 水質基準関係法令等(水質)第10号(測定回数)の施行期日を平成25年10月1日に改定し、平成26年10月1日より検査回数を変更することにより、検査...

① 1日の検査回数が本基準値に達しないこととなり、かつ、濃度が基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。②

③ 濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、1日の検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。④

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑤

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑥

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑦

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑧

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑨

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑩

濃度が基準値に達しない検査項目は、かつ、検査回数が本基準値に達しない検査項目は、検査項目の検査回数がないこととなるが、検査項目は、記載可。⑪

※1より濃度以上 ※2表記とレベル2に該当する項目

⑪ シス 1: 2-シクロロエチレンのトランス-1, 2-シクロロエチレン

別表一原3 源泉の検査項目と検査頻度（水質基準項目）

(原水) 西部 新中熊水源

Table with 15 columns: Water Quality Standard Item, Standard Value, Sampling Frequency, Compliance Status (Inspected/Not Inspected), and monthly measurement data (April to March). Includes items like Turbidity, Total Hardness, and various chemical species.

凡例①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

① 規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。

② 規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。

③ 規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。

④ 規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。また、規定値を超過している項目がある場合は、その項目の測定結果を公表する。



番号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の実		実施の可否		実施検査回数（〇）												番号						
				可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
1	一般細菌	100個/L以下	1回以上/月	×	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2	大腸菌	23個/L以下	1回以上/月	×	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換算して0.037 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
9	亜硝酸態窒素	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注1	×																				
10	シアノ化物イオン及び酸化シアン	シアノ化物の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	×																				
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して0.4 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
13	バウ素及びその化合物	バウ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
17	ジクロロメタン	0.07 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
21	塩素酸	5 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	〇	注3	注1																			
27	トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
29	プロモジクロロメタン	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
30	プロモホルム	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																					
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換算して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換算して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
34	鉄及びその化合物	鉄の量に換算して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
35	銅及びその化合物	銅の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	〇	注1	×																				
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
42	ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	検査委託検査機関に1回以上/月	×	〇	注7																				
43	2-メチルイソボルネオール	0.01001 mg/L以下	1回以上/月	×	〇	注7																				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																			
46	有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	〇	注1	×																				
47	pH値	5.5以上8.0以下	1回以上/月	〇	注1	×																				
48	味	異常でないこと	1回以上/月	〇	注1	×																				
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	〇	注1	×																				
50	色度	5度以下	1回以上/月	〇	注1	×																				
51	濁度	2度以下	1回以上/月	〇	注1	×																				
52	色	異常でないこと	1回/日	×	×																					
53	濁り	異常でないこと	1回/日	×	×																					
54	残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×																					

注1 浄水場の検体が、検定されるまで1日以上検定されない場合は、過去1年間検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検定が行われるまで検査結果を提出して検査を受けることとする。

注2 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注3 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注4 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注5 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注6 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注7 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注8 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。

注9 2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、かつ、2回以上の検査結果が基準値の1.1倍以下であることを証明し、検査を行う必要がある場合は、検査を受けることとする。





水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算		高濃度の可否		実施検査回数（〇）											
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	100個/L以下	1回以上/月	×	×	×	×	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大腸菌	3個/L以下	1回以上/月	×	×	×	×	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
水銀及びその化合物	水銀の量に換じて0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
セレン及びその化合物	セレンの量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
鉛及びその化合物	鉛の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4										〇		
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
六価クロム化合物	六価クロムの量に換じて0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4				〇						〇		〇
亜硝酸態窒素	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注1	×											〇		
シアン化物イオン及び酸化シアン	シアン化物の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換じて0.5 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		〇
六六六及びその化合物	六六六の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4										〇		〇
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注5										〇		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注6										〇		
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注6										〇		
ジクロロメタン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注1	〇	注6										〇		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注6										〇		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注6										〇		
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注6										〇		
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
クロロホルム	0.06 mg/L以下		〇	×	×					〇						〇		〇
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
ジブモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	〇	注3	注2				〇						〇		〇
トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
ブromoジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
ブromoホルム	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×					〇						〇		〇
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換じて1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4										〇		
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換じて0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4										〇		
鉄及びその化合物	鉄の量に換じて0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注1	〇	注4										〇		
銅及びその化合物	銅の量に換じて0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注4										〇		
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換じて200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		〇
マンガン及びその化合物	マンガンの量に換じて0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		〇
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3				〇						〇		〇
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		〇
ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	設置された浄水施設に1回以上/月	×	〇	注7											〇		
2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×	〇	注7											〇		
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
フェノール類	フェノールの量に換じて0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3										〇		
有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
pH値	6.5以上8.0以下	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
味	異常でないこと	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
臭気	異常でないこと	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
色度	5度以下	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
濁度	2度以下	1回以上/月	〇	注1	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
色	異常でないこと	1回/日	×	×	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
濁り	異常でないこと	1回/日	×	×	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×	×		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

浄水の検査は、あくまでもその検査項目が定められている範囲内であり、過去1年間（検査結果が基準値を超過した検査項目）が、計測された検査項目、計測された検査項目、過去1年間の検査結果が基準値を1.1倍以下で超過する項目、計測された検査項目が基準値を超過する項目が、

計測された検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、かつ、過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

過去1年間の検査結果が基準値を超過したことがなく、

〇項目 1.1倍以下 2.3倍以下 追加項目

注1：1、2、ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン



順号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		実施の可否		実施検査回数 (○)															
				可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/L以下	1回以上/月	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
4	水銀及びその化合物	水銀の量に換算して0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
5	セレン及びその化合物	セレンの量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
6	鉛及びその化合物	鉛の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
9	亜硝酸態窒素	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×	注3																
10	シアン化物イオン及び遊化シアン	シアン化物に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×	注3																
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に換算して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
21	塩素酸	0.5 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
23	クロロホルム	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	注3	注2																
27	トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
30	ブromホルム	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×	×	×																
32	亜鉛及びその化合物	飲料の水に換算して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換算して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
34	鉄及びその化合物	鉄の量に換算して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
35	銅及びその化合物	銅の量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して250 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
37	マンガン及びその化合物	マンガンに換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
38	塩化物イオン	250 mg/L以下	1回以上/月	○	注2	×	注3																
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
40	無機残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
41	界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
42	ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	検査実施スケジュール	×	×	○	注3																
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×	×	○	注3																
44	非イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																
46	有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	○	注2	×	注3																
47	pH値	5.8以上8.0以下	1回以上/月	○	注2	×	注3																
48	味	異常でないこと	1回以上/月	○	注2	×	注3																
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注2	×	注3																
50	色度	5度以下	1回以上/月	○	注2	×	注3																
51	濁度	2度以下	1回以上/月	○	注2	×	注3																
52	色	異常でないこと	1回/日	×	×	×	×																
53	濁り	異常でないこと	1回/日	×	×	×	×																
54	残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×	×	×																

注1 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注2 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注3 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注4 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注5 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注6 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注7 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

注8 検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。ただし、検出値が基準値を上回る場合は、その検出値を記載する。

2項目  
 11項目  
 23項目  
 24項目

\* 注1 シス、1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

順号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算				実施検査回数(〇)												備考			
				可否		条件		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
				可否	条件	可否	条件																
1	一般細菌	1mℓの水を濾過し、5分間の煮沸による消毒を行い、1mℓ以下	1回以上/月	×	×				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2	大腸菌	25℃水中に10分間培養し、1mℓ以下	1回以上/月	×	×				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換算して0.037 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
4	水銀及びその化合物	水銀の量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
5	セレン及びその化合物	セレンの量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
6	鉛及びその化合物	鉛の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3					〇						〇					〇
9	亜硝酸態窒素	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	×									〇								
10	シアノ化物イオン及び酸化シアン	シアノ化物の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×							〇						〇					〇
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して0.4 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
13	六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
17	ジクロロメタン	0.07 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×							〇											〇
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×							〇											〇
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	〇	注3	同上																〇
27	トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
29	プロモジクロロメタン	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
30	プロモホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×																		〇
32	亜鉛及びその化合物	鉛の量に換算して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3									〇							
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換算して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
34	鉄及びその化合物	鉄の量に換算して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
35	銅及びその化合物	銅の量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	〇	注1	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
40	蒸発残渣物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																〇
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
42	フェノキシ	0.0001 mg/L以下	検出まで発生時毎に1回以上/月	×	〇	注7																	
43	2-メチルイソボルネオール	0.01001 mg/L以下	1回以上/月	×	〇	注7																	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	〇	注2	〇	注3																
46	有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
47	pH値	5.5以上8.0以下	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
48	味	異常でないこと	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
50	色度	5単位以下	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
51	濁度	2単位以下	1回以上/月	〇	注5	×			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
52	色	異常でないこと	1回/日	×	×				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
53	濁り	異常でないこと	1回/日	×	×				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
54	残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

注1 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注2 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注3 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注4 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注5 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注6 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

注7 浄水場の給水区域で定められた水質基準が適用される範囲内において、浄水場の給水区域内に設置された浄水場の給水区域。浄水場の給水区域とは、浄水場の給水区域に属する区域を指す。

※ シス：1、2-ジクロロエチレン及びトランス：1、2-ジクロロエチレン

〇 3項目      1項目11項目      23項目      追加項目

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算		省略の可否		実施検査回数（〇）												番号
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	1ml中100個以下	1回/1ヶ月	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大腸菌	100個以下	1回/1ヶ月	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
六価クロム化合物	0.03mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
亜硝酸態窒素	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
フッ素及びその化合物	0.5mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ホルムアルデヒド	0.1mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
1,4-ジオキサン	0.005mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ジクロロメタン	0.05mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
塩素酸	0.6mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
クロロホルム	0.06mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
臭素酸	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
縮トリハロメタン	0.1mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ブromジクロロメタン	0.15mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ブromホルム	0.09mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ホルムアルデヒド	0.06mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
亜鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
銅及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ナトリウム及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
塩化物イオン	200mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
無機残留物	500mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
ジェオスミン	0.0001mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
フェノール類	0.005mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
有機物（TOC）	3mg/L以下	1回/1ヶ月	○		○														
pH値	5.0以上8.5以下	1回/1日	○		○														
味	異状でないこと	1回/1日	○		○														
臭気	異状でないこと	1回/1日	○		○														
色度	5以下	1回/1日	○		○														
濁度	2以下	1回/1日	○		○														
色	異状でないこと	1回/日	○		○														
濁り	異状でないこと	1回/日	○		○														
残留塩素	0.1mg/L以上	1回/日	○		○														

検査の頻度が大きく異なる項目は、1日1回の検査が義務づけられている項目であり、1回/1ヶ月の検査が義務づけられている項目、および1回/1日以外の検査が義務づけられている項目を区別して記載している。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。かつ、検査項目が1回/1日以外の項目である場合は、検査項目の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。かつ、検査項目が1回/1日以外の項目である場合は、検査項目の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。かつ、検査項目が1回/1日以外の項目である場合は、検査項目の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。かつ、検査項目が1回/1日以外の項目である場合は、検査項目の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。かつ、検査項目が1回/1日以外の項目である場合は、検査項目の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇の検査頻度が1回/1日であることを示す。

〇項目 〇項目 〇項目 〇項目

〇項目 〇項目 〇項目 〇項目

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算		実施の可否		実施検査回数(○)												
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	100個/L以下	1回以上/月	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	3個/L以下	1回以上/月	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換じて0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
水銀及びその化合物	水銀の量に換じて0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
セレン及びその化合物	セレンの量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
鉛及びその化合物	鉛の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
六価クロム化合物	六価クロムの量に換じて0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3				○						○			○
亜硝酸態窒素	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注1	×														
シアン化物イオン及び酸化シアン	シアン化物イオンに換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×							○					○			○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○		○		○		○		○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換じて0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
六ウ素及びその化合物	六ウ素の量に換じて0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
ジクロロメタン	0.07 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○								○	
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
ジブモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	○	注3	注2				○									○
トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
ブロモホルム	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×						○									○
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換じて1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換じて0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
鉄及びその化合物	鉄の量に換じて0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
銅及びその化合物	銅の量に換じて0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換じて200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
マンガン及びその化合物	マンガンの量に換じて0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
塩化物イオン	400 mg/L以下	1回以上/月	○	注1	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													○
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	経過監視開始時に1回以上/月	×	○	注7														
2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×	○	注7														
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
フェノール類	フェノールの量に換じて0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.5以上8.0以下	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常でないこと	1回/日	×	×						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常でないこと	1回/日	×	×						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

浄水の検査項目は、多くは前記の項目に準じて実施している項目であって、過大に検査項目を増加させることは、計測の誤差を生じ、計測値の信頼性を低下させることとなる。過大に検査項目を増加させることは、計測の誤差を生じ、計測値の信頼性を低下させることとなる。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。計測を実施する項目は、計測値の信頼性を確保することとする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。計測を実施する項目は、計測値の信頼性を確保することとする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。計測を実施する項目は、計測値の信頼性を確保することとする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。計測を実施する項目は、計測値の信頼性を確保することとする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。計測を実施する項目は、計測値の信頼性を確保することとする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。

計測の信頼性が確保できない項目は、計測を実施しないこととする。

注1、2、ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

○ 3項目      半値11項目      23項目      追加項目

Table with columns: 検査項目 (Water Quality Standard Item), 水質基準値 (Water Quality Standard Value), 法定検査回数 (Statutory Inspection Frequency), 検査頻度の算 (Calculation of Inspection Frequency), 有期の有否 (Whether Periodic), 実施検査回数 (Number of Actual Inspections) for months 4-3, and 備考 (Remarks). Rows include items like 一般細菌 (General Bacteria), カドミウム (Cadmium), 砒素 (Arsenic), etc.

12 浄水の臭気は、強く感じるもの、不快な臭気を感じる場合において、臭気抑制剤を添加し臭気抑制を行うこととする。臭気抑制剤の添加量は臭気抑制剤の製造メーカーに依頼。

13 2-硝化性窒素が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

14 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

15 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

16 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

17 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

18 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

19 2-硝化性窒素の濃度が基準値を超過したことがなく、かつ、硝化性窒素の濃度の低下を監視し、必要に応じて硝化性窒素の濃度を調整することとする。硝化性窒素の濃度の調整は、硝化性窒素の濃度の低下を監視することとする。

Legend for inspection frequency: 3回 (3 times), 11回 (11 times), 23回 (23 times), 51回 (51 times).

☆ シス、1、2：ジクロロエチレン及びトランス、1、2：ジクロロエチレン

水質基準項目	水質基準値	法定検査日数	検査項目の別		検査の可否		実施検査回数(○)												備考
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	1個/100ml以下	1回/1ヵ月	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大腸菌	1個/100ml以下	1回/1ヵ月	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量を換算して0.003mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
水銀及びその化合物	水銀の量を換算して0.0005mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
セレン及びその化合物	セレンの量を換算して0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
鉛及びその化合物	鉛の量を換算して0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量を換算して0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
六価クロム化合物	六価クロムの量を換算して0.02mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3													
亜硝酸態窒素	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2		△												9	
シアン化物イオン及び毒性シアン	シアン化物に換算して0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△		△												10	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2		△												11	
フッ素及びその化合物	フッ素の量を換算して0.5mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												12	
ホルムアルデヒド及びその化合物	ホルムアルデヒドに換算して1.0mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3	△1											13	
亜塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												14	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												15	
ジメチルオキシム、ジメチルアミン、ジメチルアミンオキシド	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												16	
ジクロロメタン	0.05mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												17	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												18	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												19	
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												20	
塩素酸	0.6mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												21	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												22	
クロロホルム	0.08mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												23	
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												24	
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												25	
臭素酸	0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△	○	△2	△2											26	
トリハロメタン	0.1mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												27	
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												28	
ブロモジクロロメタン	0.16mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												29	
ブロモホルム	0.09mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												30	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	△	△		△												31	
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量を換算して1.0mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												32	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量を換算して0.2mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												33	
鉄及びその化合物	鉄の量を換算して0.3mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												34	
銅及びその化合物	銅の量を換算して0.01mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												35	
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量を換算して500mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												36	
マンガン及びその化合物	マンガンの量を換算して0.05mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												37	
塩化物イオン	200mg/L以下	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38	
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												39	
無機残留物	500mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												40	
強イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												41	
ジェオミン	0.0001mg/L以下	年度検査回数(1回)に1回/1ヵ月	△	△	○	△2												42	
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/1ヵ月	△	△	○	△2												43	
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												44	
フェノール類	フェノールの量を換算して0.005mg/L以下	1回/1ヵ月/3ヶ月	○	△2	○	△3												45	
有機物(TOC)	3mg/L以下	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46	
pH値	5.8以上8.5以下	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47	
味	異臭・異味がなく	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48	
臭気	臭気・異臭がなく	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49	
色度	5mg/L以下	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	
濁度	2mg/L以下	1回/1ヵ月	○	△5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51	
色	異臭・異味がなく	1回/日	△	△		△												52	
濁り	異臭・異味がなく	1回/日	△	△		△												53	
残留塩素	0.1mg/L以上	1回/日	△	△		△												54	

※1 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※2 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※3 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※4 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※5 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※6 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※7 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。

※8 水の検出されることがある項目は、検査項目の別(△)に記されている。また、検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。検査項目の別(△)に記されている項目は、検査項目の別(△)に記されている。



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		検出の可否		実施検査回数 (○)												番号				
			可	条件	可	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
一般細菌	1ml中が菌数100以下 (cfu/ml)	1回/2ヶ月	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	100ml中が菌数1以下	1回/2ヶ月	△		△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムを算出して 0.005mg/L以下	1回/2ヶ月	○	163	○	163																	
水銀及びその化合物	水銀を算出して 0.0005mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
セレン及びその化合物	セレンを算出して 0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
鉛及びその化合物	鉛を算出して 0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	174																	
ヒ素及びその化合物	ヒ素を算出して 0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	163																	
六価クロム化合物	六価クロムを算出して 0.02mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	174																	
亜硝酸態窒素	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン化物を算出して 0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	△		△																		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
フッ素及びその化合物	フッ素を算出して 0.5mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	163																	
ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒドを算出して 1.0mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
1, 4-ジオキセン	0.05mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
シス及びトランス=1, 2-ジクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	166																	
ジクロロメタン	0.05mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	166																	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
塩素酸	0.6mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
クロロホルム	0.05mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
臭素酸	0.01mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ジトリハロメタン	0.1mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ブromoジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ブromoホルム	0.09mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
ホルムアルデヒド	0.06mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	176																	
亜鉛及びその化合物	亜鉛を算出して 1.0mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	164																	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムを算出して 0.2mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	164																	
鉄及びその化合物	鉄を算出して 0.3mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	164																	
銅及びその化合物	銅を算出して 1.0mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	164																	
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムを算出して 500mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	163																	
マンガン及びその化合物	マンガンを算出して 0.05mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	163																	
塩化物イオン	200mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
無機残留物	500mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	165																	
ジェオミン	0.0001mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	177																	
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	167																	
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	167																	
フェノール類	フェノール類を算出して 0.005mg/L以下	1回/2ヶ月	○	162	○	163																	
有機物(TOC)	3.0mg/L以下	1回/2ヶ月	○	172	○	172																	
pH値	5.0以上8.5以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
味	異状でないこと	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
臭気	異状でないこと	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
色度	5以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
濁度	2以下	1回/2ヶ月	○	162	○	162																	
色	異状でないこと	1回/日	○	162	○	162																	
濁り	異状でないこと	1回/日	○	162	○	162																	
残留塩素	0.1mg/L以上	1回/日	○	162	○	162																	

実施検査項目が空白で表示されている項目は、検出値が規定値以下であることを示し、検出値が規定値以上であることを示す。検査項目の検出値が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

1回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

2回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

3回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

4回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

5回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

6回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

7回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

8回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

9回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

10回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

11回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

12回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

13回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

14回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

15回/2ヶ月の検査結果が規定値以上であることを示す場合は、検出値を記載する。検出値が規定値以下であることを示す場合は、規定値を記載する。

計画値   検査1項目   2回検査   実施検査

Table with columns: 水質基準項目, 水質基準値, 法定検査回数, 検査回数の算可/不可, 検出の可否, and 実施検査回数 (4月-3月). Rows include items like 一般細菌, カドミウム及びその化合物, 硝酸態窒素, etc.

検出の数値が1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

検出回数としてカウントされる。

1.2倍を超えていない限り、かつ、検出の数値が1.5倍以下であることが認められる場合は、検出回数としてカウントされる。

合格値 検査1項目 2項目 3項目 4項目



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算		検査の可否		実施検査回数 (〇)												番号						
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
一般細菌	1ml中100個以下	1回/日	〇	×	〇	×	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大腸菌	1000個以下	1回/日	〇	×	〇	×	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量として0.03mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
水銀及びその化合物	水銀の量として0.0005mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
セレン及びその化合物	セレンの量として0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
鉛及びその化合物	鉛の量として0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量として0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
六価クロム化合物	六価クロムの量として0.02mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
亜硝酸態窒素	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン化物として0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
フッ素及びその化合物	フッ素の量として0.5mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量として1.0mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
1,4-ジオキセン	0.005mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
シス及びトランス=1,2-ジクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ジクロロメタン	0.05mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
塩素酸	0.6mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
クロロホルム	0.06mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
臭素酸	0.01mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
トリハロメタン	0.1mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ブロモジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ブロモホルム	0.09mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ホルムアルデヒド	0.06mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量として1.0mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量として0.2mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
鉄及びその化合物	鉄の量として0.3mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
銅及びその化合物	銅の量として1.0mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量として500mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
マンガン及びその化合物	マンガンの量として0.05mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
塩化物イオン	200mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
無機残留物	500mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
ジェオスミン	0.0001mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
フェノール類	フェノールの量として0.005mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
有機物 (TOC)	3.0mg/L以下	1回/月	〇	〇	〇	〇																			
pH値	5.8以上8.5以下	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
味	異状でないこと	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
臭気	異状でないこと	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
色度	5以下	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
濁度	2以下	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
色	異状でないこと	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
濁り	異状でないこと	1回/日	〇	〇	〇	〇																			
残留塩素	0.1mg/L以上	1回/日	〇	〇	〇	〇																			

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。また、検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

1回/月の検査項目は、検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

検出値が基準値より高かった場合は、1回/日検査を行うこととなる。

〇 合格値      □ 検査1項目      □ 2項目      □ 3項目      □ 4項目

Table with columns: 水質基準項目 (Water Quality Standard Item), 水質基準値 (Water Quality Standard Value), 法定検査回数 (Statutory Inspection Frequency), 検査項目の属 (Item Category), 省販の可否 (Availability of Provinces), 実施検査回数 (Implementation Inspection Frequency) for months 4-3, and 番号 (Number).

検出値が検出限界より低い値で計測された場合は「ND」として「○」と記載し、測定が行われていない場合は「×」と記載する。

○の検査項目が標準値(1)に達していることが多く、かつ、検出値が規定の検査回数(1)未満の場合は、検査を行う必要がないことが認められる場合、省略可能。

○の検査項目(3)未満の項目が認められることが多く、かつ、検出値が規定の検査回数(1)未満の場合は、検査を行う必要がないことが認められる場合、省略可能。

×の項目は、検出値が規定の検査回数(1)未満であり、かつ、検出値が標準値(1)未満であり、検査を行う必要がないことが認められる場合、省略可能。

○の項目が標準値(1)に達していることが多く、かつ、検出値が規定の検査回数(1)未満であり、かつ、検出値が標準値(1)未満であり、検査を行う必要がないことが認められる場合、省略可能。

○の項目が標準値(1)に達していることが多く、かつ、検出値が規定の検査回数(1)未満であり、かつ、検出値が標準値(1)未満であり、検査を行う必要がないことが認められる場合、省略可能。

×の項目は省略可能。

※検査回数(1)は、検出値が標準値(1)に達している場合、1回/日。

※(1)：2、3の項目は、検出値が標準値(1)に達している場合、1回/日。



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の算		実施の可否		実施検査回数（〇）												
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	10個/ml以下	1回以上/月	×	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	25個/ml以下	1回以上/月	×	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に換算して0.037 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
水銀及びその化合物	水銀の量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
セレン及びその化合物	セレンの量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
鉛及びその化合物	鉛の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
六価クロム化合物	六価クロムの量に換算して0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
亜硝酸態窒素	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注3	×														
シアン化物イオン及び酸化シアン	シアン化物イオンに換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×														
フッ素及びその化合物	フッ素の量に換算して0.4 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
バウ素及びその化合物	バウ素の量に換算して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン *	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
ジクロロメタン	0.07 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
塩素酸	0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	○	注3	注2													
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
プロモジクロロメタン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
プロモホルム	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
ハルムアルデヒド	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×															
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に換算して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に換算して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
鉄及びその化合物	鉄の量に換算して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
銅及びその化合物	銅の量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に換算して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
マンガン及びその化合物	マンガンの量に換算して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
シェオスミン	0.0001 mg/L以下	経過監視発生時月に1回以上/月	×	○	注7														
2-メチルイソボルネオール	0.0101 mg/L以下	1回以上/月	×	○	注7														
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
有機物（TOC）	5 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異状がないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常がないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5単位以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2単位以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常がないこと	1回/日	×	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常がないこと	1回/日	×	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

浄水の検査は、あくまでもその日検査された水質の状態を把握するものであり、過去1年間検査結果が基準値を1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目、過去3年間の検査結果が基準値の1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目は、検査項目から除外することが可能。

検査項目が複数ある場合は、そのうち最も厳しい項目が適用される。また、同一項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。検査項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。

過去の検査結果が基準値を1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目、過去3年間の検査結果が基準値の1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目は、検査項目から除外することが可能。

検査項目が複数ある場合は、そのうち最も厳しい項目が適用される。また、同一項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。検査項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。

過去の検査結果が基準値を1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目、過去3年間の検査結果が基準値の1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目は、検査項目から除外することが可能。

検査項目が複数ある場合は、そのうち最も厳しい項目が適用される。また、同一項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。検査項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。

検査項目が複数ある場合は、そのうち最も厳しい項目が適用される。また、同一項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。検査項目が複数ある場合は、最も厳しい項目が適用される。

過去の検査結果が基準値を1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目、過去3年間の検査結果が基準値の1.1倍以下で経過している項目、継続的に1.1倍以下で経過している項目は、検査項目から除外することが可能。

○ 1項目    □ 1項目以上    ■ 2項目以上    ■ 追加項目

注5 1、2：ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン